

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年12月23日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200323 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200068 号

第1 結論

請求者のA社における令和2年7月14日の標準賞与額を43万3,000円に訂正することが必要である。

令和2年7月14日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月14日

A社に勤務し、育児休業期間中に支給された請求期間の賞与の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与支給明細書により、請求者は、令和2年7月14日に同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(令和2年*月*日から令和3年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与支給明細書において確認できる賞与額から、43万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200324 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200069 号

第1 結論

請求者のA社における令和2年7月14日の標準賞与額を32万7,000円に訂正することが必要である。

令和2年7月14日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成元年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年7月14日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与支給明細書により、請求者は、令和2年7月14日に同社から賞与の支給を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく請求者の育児休業期間中(令和2年*月*日から令和3年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社から提出された賞与支給明細書において確認できる賞与額から、32万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200315 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200067 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 35 年 4 月 1 日まで

学校を卒業し、A社に昭和 28 年 4 月 1 日に就職し約 9 年間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 35 年 4 月 1 日となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求期間当時の資料がなく、請求期間に係る請求者の勤務及び厚生年金保険料の給与からの控除を含めた社会保険の加入の取扱いについては不明である旨回答及び陳述している上、請求者と同時期又は請求期間当時に A 社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険の加入状況などについて確認することはできない。

また、請求者が卒業したとする C 市立 D 中学校に照会し卒業生名簿を入手することはできたものの、請求者の卒業後の進路に係る記載を確認することはできない。

さらに、請求者は、請求期間の厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料はない旨回答しており、このほかに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。